

“戦争 2016”

谷守 正康 2016/07/18

インドの曼荼羅で、戦いの勝者あるいは神が、倒した敵の皮を剥いでその皮の上に座し、手の平に頭蓋骨（注 1）を乗せ、打ち勝った相手である異人種、異民族の男たちの首から上をはねた部分をネックレスにして、それを首に掛けている絵を見た。それ程、すさまじい戦いが古代からあった、と言う事であろう。

現代では、戦争にもルールがあって、そのルールは、戦争法、と呼ばれ、それは、戦時国際法、国際人道法と言う法を指すとの事である。

戦争は、食えなくなったので他国の富を奪おう、と言う武力行為である、と考えるが、他に、経済戦争、文化戦争がある、と考える。

上記の考えをスケッチした。

（付録）

日本の第 2 次世界大戦を考える為、当時の国際連盟の規約（注 2）の概要を以下に紹介する。

戦争ニ訴へず、平和安寧のため国際法ノ原則ヲ確立する。

戦争に至った場合は、解決策を仲裁裁判若ハ司法的解決、聯盟理事會に委ねる事。

戦争ニ訴へタル聯盟國に対しては、一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶する。

非聯盟國に対しては、勧誘して、紛争ヲ解決スヘキ措置を講じる。

激甚ナル生存競争の中でも、人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命なので、男女及兒童の肉體的な労働条件を保障し、阿片の輸出を禁止し、自由を保障し、疾病ノ豫防及撲滅を図る。

上記の概要の通り、戦争を防ぎ、平和構築の方策が記載されている。

それなのに、なぜ戦争になってしまったのか？それは、戦争をしなくても食って行ける、と言う具体策の提示が無かった、と言う事であったからではないか？以上から、以下の事が必要と考える。

- ・日本は、某国は戦争しないでもやって行ける、と言う具体策を提言し、提言を実践する事。
- ・それでも日本が侵略された時は、自衛権を発動する事になるが、戦争ルールであり国際法である戦争法の順守をさせる事。

*戦争法の理念は、日本人の血は一滴も流させない、と言うもの。

→上記のために、戦争学、平和学の研究が求められている。

(注 1)

手の平に頭蓋骨

まるで木魚に見えた。そう思って検索したが、木魚が髑髏（どくろ）由来、との記事はなく、下記の記事があった。

曹洞宗近畿管区教化センター：2016/7/18

「お寺の木魚がドクロに見えて怖かった」と話す人がいたが、たしかにそう見えないこともない。上下を逆さにすると龍がモチーフであることが良くわかる。

上記の通り、髑髏由来で無い、と論じているが、源流のインド曼荼羅が木魚の由来を物語っているのではないだろうか？

(注 2)

国際連盟の規約

東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室 [文書名] 国際連盟規約

[場所]ベルサイユ [年月日]1919年6月28日 [出典]日本外交年表並主要文書上巻, 外務省, 493-500 頁.

～戦争ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ～

各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ**国際法ノ原則ヲ確立シ**

～国際協力を促進シ且各國間ノ**平和安寧**ヲ完成セムカ爲～

第十條 聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ**侵略ニ對シテ之ヲ擁護スル**コトヲ約ス右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危険アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ

第十一條 **戦争**又ハ戦争ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス總テ**聯盟全體ノ利害**關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ招集スヘシ

第十二條 聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ當該事件ヲ**仲裁裁判若ハ司法的解決** {前7文字に傍点} 又ハ**聯盟理事會**ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決 {前9文字に傍点} 後又ハ聯盟理事會ノ報告後三月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス

第十六條 第十二條、第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ**戦争ニ訴ヘタル聯盟國**ハ當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戦争行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ**通商**上又ハ**金融**上ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ**交通**ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハス他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切

ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス

第十七條 聯盟國ト**非聯盟國**トノ間又ハ非聯盟國相互ノ間ニ紛争ヲ生シタルトキハ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ヲ該非聯盟國カ聯盟理事會ノ正當ト認ムル條件ヲ以テ受諾スルコトヲ之ニ**勸誘ス**ヘシ勸誘ノ受諾アリタル場合ニ於テハ第十二條乃至第十六條ノ規定ハ聯盟理事會ニ於テ必要ト認ムル修正ヲ加ヘテ之ヲ適用ス

～勸誘ヲ受ケタル紛争當事國ノ雙方カ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ノ受諾ヲ拒ム場合ニ於テハ聯盟理事會ハ**敵對行爲ヲ防止シ紛争ヲ解決スヘキ措置**及勸告ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 今次ノ戦争ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル殖民地及領土ニシテ近代世界ノ**激甚ナル生存競争**状態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該**人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命**ナルコト及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコトノ主義ヲ適用ス

第二十三條 聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラルヘキ國際條約ノ規定ニ遵由シ

(イ) 自國內ニ於テ及其ノ通商産業關係ノ及フ一切ノ國ニ於テ**男女及兒童ノ爲ニ公平ニシテ人道的**ナル労働條件ヲ確保スルニカメ且之カ爲必要ナル國際機關ヲ設立維持スヘシ

(ハ) 婦人及兒童ノ賣買竝**阿片**其ノ他ノ有害藥物ノ取引ニ關スル取極ノ實行ニ付一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ

(ホ) 交通及通過ノ**自由**竝一切ノ聯盟國ノ通商ニ對スル衡平ナル待遇ヲ確保スル爲方法ヲ講スヘシ右ニ關シテハ千九百十四年乃至千九百十八年ノ戰役中荒廢ニ歸シタル地方ノ特殊ノ事情ヲ考慮スヘシ

(ヘ) **疾病ノ豫防及撲滅**ノ爲國際利害關係事項ニ付措置ヲ執ルニカムヘシ

第二十五條 聯盟國ハ**全世界ニ亙リ健康ノ増進**、疾病ノ豫防又苦痛ノ輕減ヲ目的トスル公認ノ國民赤十字篤志機關ノ設立及協力ヲ獎勵促進スルコトヲ約ス

附屬書

一 國際聯盟原聯盟國

亞米利加合衆國、白耳義國、「ボリヴィア」國、伯刺西爾國、英帝國、加奈陀、濠太利、南阿弗利加、新西蘭、印度、支那國、玖馬國、「エクアドル」國、佛蘭西國、希臘國、「グアテマラ」國、「ハイチ」國、「ヘヂャーズ」國、「ホンヂュラス」國、伊太利國、**日本國**、「リベリア」國、「ニカラグア」國、巴奈馬國、祕露國、波蘭國、葡萄牙國、羅馬尼亞國、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國、暹羅國、「チエッコ、スロヴァキア」國、「ウルグアイ」國